

北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱

平成 20 年 9 月 30 日経済局長決裁

(通則)

第 1 条 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規定（昭和 36 年訓令第 24 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(趣旨)

第 2 条 市は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が整備する北海道大学連携型起業家育成施設（以下「施設」という。）に入居する者に対し、当該施設の利用に係る経費の一部を補助することにより、起業や新規事業展開を促進し、もって本市産業の振興を図ることを目的として、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「施設」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 1 項第 1 号に規定する事業場として、中小機構が札幌市北区北 2 1 条西 1 2 丁目に設置する施設をいう。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 「大企業」とは、中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。

(補助対象者)

第 4 条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる者は、補助金の交付申請時において施設に入居している者（以下「入居者」という。）で、大学、高等専門学校、若しくは試験研究機関等（以下「大学等」という。）の研究成果を活用して研究開発等を行う者又は大学等と連携して研究開発等を行う者のうち、起業又は新規事業展開（以下「起業等」という。）を図ろうとする法人又は個人で、市内に事業所等を有する者又は施設退去後に市内に新たに事業所等を設置する計画がある者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 同一の大企業からの出資が、資本金の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- (2) 大企業からの出資が、資本金の 3 分の 2 以上を占めている中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 を占めている中小企業者
- (4) 施設に入居後 2 年以内に事業化に係る法人を設立する計画のない個人
- (5) 入居者の起業等を支援する目的で入居する者

- (6) 市税を滞納している者
 - (7) その他市長が交付対象と認めない者
- (補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、施設入居に係る賃料とする。ただし、中小機構との間で締結される賃貸借契約上の賃料に係る消費税及び地方消費税並びに入居者が別途負担する光熱水費等は含まないものとする。

(補助金の交付対象期間)

第6条 補助金の交付対象期間は、入居開始の日から起算して5年を限度とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、第6条に規定する交付対象期間において、1月につき、入居する居室の床面積の合計（1平方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。）に、下表に掲げる居室の使用形態及び入居年数の区分に応じ、下表に掲げる額を乗じて得た額とする。ただし、入居の開始の日が月の初日でないとき又は退去日が月の末日でないときの補助金の額は、日割計算とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(単位：円/㎡)

居室の使用形態	入 居 年 数	
	入居3年まで	入居5年まで
ウェット使用	700円/㎡以内	350円/㎡以内
ドライ使用	350円/㎡以内	350円/㎡以内

- (1) 居室の使用形態のウェット使用又はドライ使用のいずれかに該当するかについては、別に定める北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要領（以下「要領」）による。
- (2) 入居年数については、施設賃貸借契約証書の契約締結日を起算日として、入居年数を算定する。ただし、契約締結日が月の初日でない場合には、契約締結日の属する月の翌月の初日を起算日とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、要領に定める日までに北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 中小機構の「北大ビジネス・スプリング入居者募集要項」に定める「事業計画書」の写し
- (2) 施設賃貸借契約証書の写し
- (3) 法人の場合にあっては、定款及び商業登記簿謄本

- (4) 個人の場合にあっては住民票
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- (交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときには、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の終了する日のいずれか早い日までに、北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金実績報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対しその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(変更の承認)

第12条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金変更承認申請書（様式3）又は北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金廃止承認申請書（様式4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者の商業登記簿謄本又は住民票に変更があった場合
- (2) 補助事業者が個人から法人化した場合
- (3) 賃料に変更があった場合
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は第11条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は、事業遂行上必要があると認められるときは、補助金を概算払いにより交付することができるものとし、補助事業者は、補助金の交付を受けよう

とするときは、北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金概算払申請書（様式5）を市長に提出しなければならない

2 前項の概算払を受けることが出来る月は、毎年7月、10月、1月とし、概算払を受けようとする者は、前月分までの補助金の交付を受けることができる。

（書類の整備）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（成果の発表）

第16条 市長は、補助事業により行った事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

（その他必要な事項）

第17条 本要綱に関しその他必要な事項は、経済観光局長が別途定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年9月30日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。